

# 都道府県公害審査会の動き

## (令和2年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

### 1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
愛知県 令和2年(調)第1号事件	メガソーラー設置による水質汚濁のおそれ 公害防止請求事件	R2.9.14
三重県 令和2年(調)第1号事件	太陽光発電施設建設工事による水質汚濁 被害防止請求事件	R2.9.1
三重県 令和2年(調)第2号事件	牛ふんの野積みによる水質汚濁等被害防止請求事件	R2.9.18
京都府 令和2年(調)第1号事件	バイオマス発電所からの悪臭・騒音被害防止請求事件	R2.7.30
大阪府 令和2年(調)第4号事件 (参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	R2.7.17
大阪府 令和2年(調)第5号事件	球技施設から生じる騒音振動被害防止請求事件	R2.8.26
大阪府 令和2年(調)第6号事件	水産物加工工場騒音等被害防止請求事件	R2.9.3
大阪府 令和2年(調)第7号事件	建設工事騒音振動等被害防止請求事件	R2.9.9

## 2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>福島県 令和元年(調) 第1号事件</p> <p>[家庭用省エネ給湯器からの低周波音被害防止請求事件]</p>	<p>福島県 住民1人</p>	<p>福島県 住民1人</p>	<p>令和元年12月13日受付</p> <p>被申請人宅の家庭用省エネ給湯器の低周波音により、頭痛、不眠、手足のしびれ、倦怠感、鼻血、イライラ、肩こり等の健康被害を受け、精神的、肉体的な苦痛を受けている。よって、被申請人宅の家庭用省エネ給湯器を現在の場所から据付けガイドブック（社団法人A）に沿った適切な場所へ移設し、防音壁を設置すること。</p>	<p>令和2年7月15日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>福島県 令和元年(調) 第2号事件</p> <p>[分譲宅地から検出された放射性物質撤去等請求事件]</p>	<p>福島県 住民1人</p>	<p>化学工業会社 建設会社</p>	<p>令和元年12月20日受付</p> <p>(1)申請人Aは、被申請人B社から土地付き建物を購入したが、平成25年9月にC市が行なった放射線モニタリング調査で敷地内から異常に高い放射線量が検出され、放射性物質による汚染が判明した。また、C市から「原子力発電所事故由来の放射性核種ではないことから、除染の対象とはならない。」との回答があった、(2)このため申請人Aは被申請人B社に原因の調査及び対処を求め、被申請人B社は分譲前の土地所有者である、被申請人D社に対し、調査を要請した。外部調査会社の調査の結果、ラジウム226等に</p>	<p>令和2年7月14日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>よる高い放射線量が確認された、(3)本件土地は、平成18年まで被申請人D社が所有していたが、それ以前は個人が農地として利用していたものであり、発見された放射性物質は一般人が取得可能なものではなく、放射性物質を取り扱う事業者でなければ取得し得ないようなものである、(4)被申請人D社は、一部放射性物質を含む研磨材の取扱いを認めていること、平成30年10月頃、別の土地で放射性物質の撤去作業を行っていたようであり、本件土地で発見された放射性物質が自社のものでないとの主張は不自然なものといわざるを得ないこと等から、本件放射性物質は被申請人D社が排出したものである、(5)以上より、放射線被曝による健康被害が懸念されるとともに、本件土地の資産価値の回復が必要である。よって、被申請人らは、申請人宅から検出された放射性物質を撤去する、もしくは撤去費用相当額の損害賠償を行なうこと。</p>	
<p>山梨県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[食品工場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>山梨県 住民1人</p>	<p>食品製造 会社</p>	<p>平成30年3月12日受付</p> <p>被申請人が経営する食品工場において発生する騒音・振動により、睡眠に支障が出ており、これまでに直接申し立てをしたり、行政に相談したり</p>	<p>令和2年7月30日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等 手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調</p>

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			してきたが改善されない。よって、被申請人は、A工場内の設備において、(1)騒音・振動の削減及び夜間の操業調整をすること、(2)申請人が自ら防音対策をした場合等の経費840万円を支払うこと。	停を打ち切り、本件は終結した。
愛知県 令和元年(調) 第3号事件  [建設残土による 水質汚濁・土壌 汚染のおそれ公 害防止請求事件]	愛知県 住民1人	建設会社 市	令和元年5月31日受付  (1)申請人は、不動産仲立人から、農地造成のための残土搬入を持ちかけられ、道路面よりも低いレベルでの水田を造成するための残土搬入を承諾し、数日間で道路面のレベルでの埋立は完了したものの、その後も大量の残土搬入が続いた、(2)建設残土は、D建設会社が建設業者に搬入させたものである。申請人は、D建設会社に対し、残土の搬入中止を連絡したが、D建設会社は残土の搬入を続け、高さ約10mまで残土を積み上げて、そのまま放置している、(3)申請人が調査したところ、被申請人B社を発生元とする建設残土が大量に搬入されており、同社によると、搬入された残土の量は10トンダンプで合計245台分、1,350m <sup>3</sup> とのことである。この中には、C市の市庁舎建設の作業所から搬出された掘削残土も含まれているとのことである、(4)無秩序な残土の堆積は、降雨や地震で土砂崩れを起し、隣接	令和2年9月1日 調停打ち切り  調停委員会は、3回の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打ち切り、本件 は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>の道路や農地、排水路に重大な支障を及ぼし、生活環境に重大な支障を及ぼすおそれがある。よって、(1)被申請人は、申請人の所有地（以下「本件土地」という。）上の建設残土のうち、1,350m<sup>3</sup>（10トンダンプ245台分）を撤去すること、(2)被申請人C市は、本件土地上の建設残土のうち、被申請人B社と共同して、新庁舎建設にからみ同市の所有地から掘削された残土に相当する残土を撤去すること。</p>	
<p>大阪府 平成31年(調) 第1号事件</p> <p>[家庭用省エネ給湯器騒音等被害防止請求事件]</p>	<p>大阪府 住民2人</p>	<p>ガス会社 ガス機器販売及び 工事会社 大阪府 住民1人</p>	<p>平成31年4月16日受付</p> <p>申請人らは平成30年2月頃から、被申請人住居に設置された家庭用省エネ給湯器から生じると考えられる低周波音等により、不眠、動悸等の体調不良が生じるようになった。平成30年5月頃から、申請人らは、被申請人らに対して同機器の買取りや移設等の申入れを行ったが、被申請人らは対策を行わなかった。よって、被申請人住居に設置された家庭用省エネ給湯器の申請人による買取り、被申請人らによる同機器の移設など、運転音がしなくなるための措置を求める。</p>	<p>令和2年9月14日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>島根県 令和元年(調) 第2号事件</p> <p>[鉱さいによる土壌汚染のおそれ公害防止請求事件]</p>	<p>島根県 住民1人</p>	<p>金属製品 製造会社 建設会社</p>	<p>令和元年12月23日受付</p> <p>申請人所有の土地に鉱さいが埋め立てられているため、土地の価格が下がる。申請人は長期にわたり、精神的苦痛を被ってきた。よって、被申請人らは、申請人所有の土地を元通りに戻すこと。</p>	<p>令和2年8月7日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>広島県 平成30年(調) 第3号事件</p> <p>[鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件]</p>	<p>広島県 住民1人</p>	<p>鉄鋼会社</p>	<p>平成30年11月9日受付</p> <p>家、車、ウッドデッキ内に大量の粉じん、鉄粉が入る。よって、被申請人に、家の購入額から売却額の差額を請求する。</p>	<p>令和2年7月17日 調停成立</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>佐賀県 令和元年(調) 第1号事件</p> <p>[ごみ処理施設建設工事に伴う地下水汚染のおそれ公害防止請求事件]</p>	<p>佐賀県 住民4人</p>	<p>佐賀県 市 県環境施設組合</p>	<p>令和元年8月19日受付</p> <p>申請人らは、被申請人らの一部が行ってきた井戸水の汚染調査方法に対し不備があり、また、被申請人らの一部が実施している次期ごみ処理施設の建設計画により、地下水汚染が拡大し、健康被害を受けるおそれがあると考え。よって、被申請人らは、地下水汚染の調査の実施と、その間のごみ処理施設建設計画を停止すること。</p>	<p>令和2年9月1日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
長崎県 令和元年(調) 第1号事件  [建物解体工事に伴う地盤沈下被害防止及び損害賠償請求事件]	福岡県 住民1人	建設会社 設計会社 不動産会社	令和元年12月9日受付  平成30年5月頃から建物に異変が生じ始め、令和元年6月1日、建物の西側に位置する2階中窓が全く開閉出来なくなる。また、1階勝手口の開閉がしづらくなるという状況になった。よって、被申請人らは連携して、(1)申請人に対し、金500万円を支払うこと、(2)申請に所有の建物を取り壊すこと、(3)申請人所有の土地の地盤沈下について原状回復工事を行なうこと。	令和2年9月10日 調停打ち切り  調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
沖縄県 令和2年(調) 第2号事件  [建設会社からの騒音被害防止請求事件]	沖縄県 住民1人	建設会社 2社	令和2年3月3日受付  車両のエンジン音や通過音、資材の積みおろし等の騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、(1)被申請人は、作業小屋を除去及び使用しないこと、(2)被申請人は事務所を除去及び使用しないこと、(3)被申請人の住所地で屋外での作業をする場合は、正門側に防音壁設置などの騒音対策をし、業務用・従業員通勤用等の全ての車両は裏口を使用すること、(4)被申請人は騒音対策を十分にした上で、屋外での作業をする場合は、この地域の騒音規制法の上限値を超えない範囲の音で作業すること、(5)被申請人の住所地	令和2年9月18日 調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			での作業時間は、作業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日祝祭日は、作業を行わないこと、(6)上記措置が守れなかった場合、直ちに被申請人の住所地での作業を禁止し、現在地から移転すること、(7)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと。	
沖縄県 令和2年(調) 第3号事件  [近隣作業場からの騒音被害防止請求事件]	沖縄県 住民1人	建設会社 2社	令和2年4月28日受付  被申請人が使用する鋸打機や木材切断機等からの騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、被申請人は、(1)建築物を除去及び使用を禁止すること、(2)作業をする場合は、防音壁設置などの十分な騒音対策を行い、なおかつこの地域の騒音規制法の上限値を超えない範囲の音で作業すること(3)作業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日祝祭日の作業は行わないこと(4)上記措置が守れなかった場合は、直ちに作業を禁止し、現在地から移転すること(5)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと	令和2年9月18日 調停取下げ  申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和2年7月1日から令和2年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。